

第53号議案

中間市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

中間市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

中間市奨学資金貸付基金条例（昭和39年中間市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第3条中「1,712万円」を「1,660万4,500円」に改める。

第6条第1項ただし書中「日本育英会又はその他の機関」を「独立行政法人日本学生支援機構その他これに類する公共的団体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市奨学資金貸付基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基金の額) 第3条 基金の総額は、<u>1,660万4,500円</u>とする。</p> <p>(貸付金額) 第6条 奨学資金の貸付額は、奨学生1名に対し月額9,000円以内とする。ただし、<u>独立行政法人日本学生支援機構</u>その他これに類する<u>公共的団体</u>から奨学資金の貸付けを受けたときは、その金額を控除した金額以内とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(基金の額) 第3条 基金の総額は、<u>1,712万円</u>とする。</p> <p>(貸付金額) 第6条 奨学資金の貸付額は、奨学生1名に対し月額9,000円以内とする。ただし、<u>日本育英会</u>又は<u>その他の機関</u>から奨学資金の貸付けを受けたときは、その金額を控除した金額以内とする。</p> <p>2 (略)</p>